

## 協働しよう！



座間は、自然豊かなまちであり、市民の多様なまちづくりが展開される魅力あるまちです。

この魅力あふれるまちをこれからも育み大切にしていくために、私たち市民一人ひとりはまちづくりに積極的に関わることが求められます。まちづくりの主役である市民には、広い知識や豊かな経験を生かして、座間をもっと魅力的にし、座間の課題を解決していく力があります。しかし、私たちが自分だけでできることには限りがあります。自らが持つ思いや力を、まちづくりにもっと生かしていくにはどうしたらよいでしょうか。

その一つのこたえとして「協働」という考え方があります。助け合い、協力して働くことで、みんなが持つ思いや力を存分に発揮できるようになります。市民と市民が、そして市と市民が手を携えることで、創造性ゆたかでより住みよいまちづくりを進めていくことができます。〈座間市市民協働推進条例（案）答申書より〉



## 協働ってなあに？

座間市では、「協働」の考え方や目標を定めた『座間市市民協働推進条例』（以下、「協働条例」という。）を平成27年度に施行しました。この協働条例では、「協働」を以下のように定義しています。

### 〈座間市市民協働推進条例〉

第2条 この条例において「協働」とは、まちづくりを進める上での共通の目標を実現するために、市と市民等が対等の立場に立って、相互の信頼及び合意の下、役割及び責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携し、及び協力して、効果的にまちづくりに取り組んでいくことをいう。

## 市と協働できるのはどんな人？

協働条例では、協働の相手となる「市民等」を次のように詳細に定めています。

### <座間市市民協働推進条例>

第2条 第3項 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する等、日常生活で市と関わりのある者
- (2) 市民活動団体 特定非営利活動法人、ボランティア団体等の営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体
- (3) 地縁団体 自治会など一定の区域に居住している市民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体
- (4) 公益団体 公益財団法人、学校法人等の公益を目的に活動している団体
- (5) 共益団体 協同組合等の構成員相互の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体
- (6) 事業者 営利を目的に事業を営む個人及び法人



## 協働するときに必要なことは？

協働条例では、市民等と市が協働を推進するにあたっての基本的な考え方を明らかにしています。

### <座間市市民協働推進条例>

第3条 市及び市民等は、協働に当たって、対等な立場でそれぞれの役割と責任を認識し、活力ある地域社会の形成及び推進に努めるものとする。

2 市及び市民等は、協働に当たって、公開性や透明性に配慮し、相互に情報の共有に努めるものとする。

3 市は、市民等と多様な協働が行われるよう、市民等の自主性を尊重し、公共的な観点に配慮した公平かつ公正な行政を行うものとする。

4 市は、施策の実施に当たって、市民等との協働を推進するよう努めるものとする。

## 協働するとどんないいことがあるの？

※座間市協働推進ハンドブックより

### 市民側

- 活動の幅が広がる！
- 団体の認知度アップ！
- 愛着が増し、まちづくりの輪が広がる！
- 知識・経験を生かす！



### 行政側

- 細かな市民ニーズへ手が伸びる！
- 行政の体質改善！
- 職員の意識向上！
- 新たな市民サービスの創生！



### 双方（相乗効果）

- お互いへの気付きの提供  
→お互いのレベルアップ！
- 助け合える関係の維持！
- 地域の活性化！

## もっと詳しく知りたい！

### 冊子

### 座間市 協働推進ハンドブック

～協働しよう！キラリと光るそのアイデアで～

協働条例の手引書です。座間市市民協働課と、協働条例策定に係った市若手職員で組織された“市民協働推進条例ワーキンググループ”との協働で作りました。市民協働課で配布しています。または、市ホームページよりダウンロードできます。



### 相談機関

### 座間市民活動サポートセンター

協働を促す中間的な機関として、市民と行政、市民と市民の連携づくりなどのバックアップを行っています。

「こんなことできないかな??」と思ったら、お気軽にご相談ください。